

[平成21年度版]

特定不妊治療費助成事業のお知らせ

京都府では、体外受精及び顕微授精を受けられた御夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療にかかった費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施しています。

※ 助成額につきましては「1回の治療につき15万円まで、1年度当たり2回を限度」、所得制限は前年の所得が「730万円未満（夫婦合算）」です。

なお、助成対象期間は通算5年間です。

※ 本年度（平成21年度）は、治療終了日が平成21年4月1日～平成22年3月31日の方が対象です。（平成22年4月に入って治療を終了した場合は、翌年度（平成22年度）の対象となります。）

※ 申請は治療終了年度内となっておりますので、平成22年3月末までに必ず申請してください。（治療の終了後は、なるべく早く申請してください。）

※ 治療終了日が3月下旬で、3月中に申請が間に合わない方は、必ず、お近くの保健所に平成22年3月31日までに御連絡ください。（この場合の申請期限は、平成22年4月15日となります。）

1 助成対象となる治療

- A 新鮮胚移植を実施
 - B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期の間隔をあげた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）
 - C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
 - D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
 - E 授精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
 - F 採卵した卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止
- ※ ただし、卵子採取に至らない場合は対象外です。
※ 治療終了日とは、主治医が証明する上記の助成対象となる治療期間の最終日です。

2 助成対象となる方

次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- (1) 夫婦の両者又はいずれかが京都府内（京都市を除く。）に住所を有する方
※ 京都市内に住所を有する方に対しては、京都市が助成します。
- (2) 法律上の婚姻をしている夫婦
- (3) 府が指定した医療機関で特定不妊治療を受けられた方
- (4) 特定不妊治療によらなければ妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断された方
- (5) 夫及び妻の所得の合計が730万円未満である方
※ 所得額は、証明書の市町村発行日により、下記のとおりとなります。
（必要な証明書の詳細は裏面を参照してください。）
①平成21年4月～5月末の場合は平成19年の所得
②平成21年6月～平成22年3月末の場合は平成20年の所得
※ 所得の範囲及び額の計算方法は児童手当法施行令を準用します。
（計算方法等の詳細は裏面を参照してください。）

3 助成金額及び期間

1回の治療につき15万円まで、1年度（4月1日～翌年3月31日まで）当たり2回を限度とし、通算5年間助成が受けられます。

※ 助成を受けようとする方が、既に他の地方自治体で実施している特定不妊治療費の助成を受けておられる場合は、これを京都府の助成とみなして通算されます。

4 助成金の申請手続き

- (1) 申請期限 原則として治療が終了した日の属する年度内
- (2) 提出先 お住まいの市町村又は府保健所を経由して府こども未来課に提出

(3) 提出書類

1	特定不妊治療費助成事業申請書	所定様式。本人記入
2	特定不妊治療費助成事業受診等証明書	所定様式。指定医療機関記入
3	医療機関発行の医療費の領収書	治療費の明細がわかるもの(原本)
4	夫及び妻の住所を確認できる書類 *続柄の記載のあるもの	住民票の写し等(コピー不可、発行後3ヶ月以内のもの)
5	法律上の婚姻関係にあることを証明する書類 *住民票の写しで確認できる場合は不要	戸籍謄(抄)本、外国人登録原票記載事項証明書等(コピー不可、発行後3ヶ月以内のもの)
6	夫婦それぞれの所得額を証明する書類 *所得額、控除額の内訳が記載されたもの	市町村発行の市町村・府民税課税(所得・非課税)証明書(※)

※平成21年4月～5月末の申請の場合は平成20年度市町村・府民税課税(所得・非課税)証明書。

平成21年6月～平成22年3月末の申請の場合は平成21年度市町村・府民税課税(所得・非課税)証明書

(参考)

① 所得額の計算方法

○計算式

$$\text{所得額} = \left[\text{年間総収入金額} - \begin{array}{l} \text{必要経費} \\ \text{(給与所得控除額等)} \end{array} \right] - \begin{array}{l} 80,000\text{円} \\ \text{(社会保険料等相当額)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{諸控除} \\ \text{(下記d~j)} \end{array}$$

※源泉徴収票でいう、給与所得控除後の金額

○計算表

a	総収入額	事業収入、給与収入等の合計
b	税法上の必要経費	給与所得控除額等
c	児童手当施行令第3条第1項の控除額(社会保険料等相当額)	夫婦それぞれ一律80,000円
d	雑損控除額	実際に控除された額
e	医療費控除額	〃
f	小規模企業共済等掛金控除額	〃
g	障害者控除額(普通)	270,000円×該当者数
h	障害者控除額(特別)	400,000円×該当者数
i	勤労学生控除額	該当する場合、270,000円
j	b+c+d+e+f+g+h+i	控除額の合計
k	a-j(児童手当法施行令における所得額 =当事業の所得要件の判定に使用する所得額)	※130万円未満であれば対象

② 京都府内の指定医療機関

(平成21年4月現在)

医療機関名	所在地	電話番号
京都府立医科大学附属病院	京都市上京区河原町広小路上ル梶井町465	075-251-5560
京都大学医学部附属病院	京都市左京区聖護院川原町54	075-751-3267
足立病院	京都市中京区間之町通押小路の上鍵屋町481	075-221-7431
田村秀子婦人科医院	京都市中京区御池通柳馬場西入御所八幡町229	075-213-0523
醍醐渡辺クリニック	京都市伏見区醍醐高畑町30-15	075-571-0226
IDAクリニック	京都市山科区安朱南屋敷町35 ラクトD6F	075-583-6515

※ 京都府外の医療機関については、当該医療機関が所在する都道府県、指定都市又は中核市の長の指定を受けている場合は、京都府知事が指定する医療機関とみなすこととしています。

<相談・お問い合わせ先>

○ 特定不妊治療費助成事業についてお問い合わせ先

問い合わせ先	電話番号	お住まいの市町村
乙訓保健所	075-933-1153	向日市・長岡京市・大山崎町
山城北保健所	0774-21-2192	宇治市・城陽市・久御山町・八幡市・京田辺市・井手町・宇治田原町
山城北保健所綴喜分室	0774-63-5745	
山城南保健所	0774-72-0981	木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村
南丹保健所	0771-62-4753	亀岡市・南丹市・京丹波町
中丹西保健所	0773-22-6381	福知山市
中丹東保健所	0773-75-0806	綾部市・舞鶴市
丹後保健所	0772-62-4312	宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町

京都府健康福祉部こども未来課子育て支援担当 【TEL075-414-4581】

○ 妊娠出産・不妊に関する相談

妊娠出産・不妊ほっとコール【京都府立医科大学附属病院内 TEL075-253-6180】
(不妊専門相談センター)